

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料は、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、未納とされており、保険料は還付しているとの回答をもらった。

しかし、私は申立期間の国民年金保険料の領収書を持っており、間違いなく納付している上、還付金を受け取ってもいない。還付金を受け取ったというのならその証拠を示してほしい。証拠を示せないのなら、申立期間の記録を納付済みと変更してほしい。それが無理なら利息を付けて国民年金保険料を返すべきだ。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する領収証書から、申立人が主張するとおり、平成4年3月分の国民年金保険料を6年6月13日に納付したことが確認できる。

しかし、納付時において申立期間の国民年金保険料は、保険料を納付できる期間が経過した後に納付されたものであり、社会保険庁の記録上、この保険料は、平成6年8月12日にA郵便局へ送金にて還付されていることが確認でき、事務処理に不自然さは見られない。

また、還付請求権は還付決定の通知を受けた日から起算して2年で時効消滅となるが、それらの該当者を記録している社会保険事務所の「国民年金保険料時効消滅整理決議書綴り」に申立人の氏名が確認できず還付されたものと推認される。一方、申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年から 44 年 9 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、義父の勧めで昭和 37 年ごろに国民年金に任意加入し、申立期間の保険料は、近所の集金人に納付したはずであるのに、未加入・未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても任意加入した時期が必ずしも明確ではない。

また、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 7 月以降に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳上、同年 10 月 17 日に国民年金の被保険者資格を取得したととされている上、申立人から提出のあった「昭和 44 年度国民年金保険料納入内訳書」を見ると、同年 4 月から同年 9 月分までの領収日は印欄に「納付不要」との押印があり、これら記録相互に特段の不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に、別の手帳を交付された記憶は無いと証言していることに加え、申立期間中に住所を移動していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 23 日から同年 8 月 29 日まで  
② 昭和 48 年 9 月 21 日から 49 年 1 月 31 日まで  
③ 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで勤務していた事業所での厚生年金保険については、脱退手当金を受給した記憶があるが、申立期間に勤務していた事業所での厚生年金保険については、脱退手当金の手続をした憶えがないので、支給記録について調査確認をして年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 52 年 2 月 4 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、申立人の申立期間を含む 5 回の被保険者期間のうち、1 回の被保険者期間については、申立人が受給したとされる脱退手当金の計算の基礎とはされていないが、社会保険庁の記録上、厚生年金保険の記号番号が異なる他の 4 回の被保険者期間については、各記号番号が、脱退手当金の請求時まで統合（重複取消し）されている一方、計算の基礎とされなかった被保険者期間については、平成 12 年 8 月に統合（重複取消し）されており、脱退手当金を請求したとされる当時、厚生年金保険の加入記録として把握されず、支給対象とされなかったものと考えられ、特段の不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から31年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は公共職業安定所の紹介で昭和29年6月にA事業所へ入社し、当時の事業主から保険関係は全部加入している旨聞いた記憶があり、給与から厚生年金保険の保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人の雇用保険の加入記録から、申立期間の一部については同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所は平成11年12月1日に全喪し、当時の事業主は既に死亡している上、元事業主の家族は関係書類が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無については不明であるとしており、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が被保険者として記録されていない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、ほかに申立期間について厚生年金保

険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。